

みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

発行/千葉県後期高齢者医療
広域連合所在/〒263-0016
千葉市稲毛区天台6-4-3
国保会館内

編集/総務課

電話 043-216-5011
FAX 043-206-0085

URL

<https://www.kouiki-chiba.jp/>

ちば広域連合だより

千葉県人口**6,275,423**人(令和6年10月1日現在) 被保険者数**981,261**人(令和6年9月30日現在)
※本文中の被保険者とは、後期高齢者医療制度の被保険者のことを指します。第**37**号マイナ保険証をお持ちでなくても
これまでどおりの医療を受けられます

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

令和6年12月2日以降、紙の保険証は新たに発行されなくなります。
新たに被保険者になる方などには「資格確認書」を交付します。令和6年12月2日以降、医療機関等を受診する場合、以下のいずれもお使い
いただけます(有効なものに限ります)。

・マイナ保険証

・紙の保険証

・資格確認書

●マイナ保険証

「マイナ保険証」とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。

健康保険証としての利用登録は、マイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関・薬局に備え付けの
顔認証付きカードリーダーなどから行うことができます。

●紙の保険証

令和6年12月1日時点でお手元にある有効な健康保険証は、
最長で令和7年7月31日まで引き続き使用できます。

●資格確認書

令和6年12月2日以降、新たに千葉県の後期高齢者医療制度
に加入する方には申請いただくことなく被保険者番号や負担
割合等を記載した資格確認書を交付します。

資格確認書はお住まいの市町村からお届けします。



※後期高齢者医療制度における資格確認書の暫定的な運用について

国は、後期高齢者医療制度における令和7年8月の年次更新までの間の暫定的な運用として、
令和6年12月2日以降、新たに被保険者となる方や紛失に伴う再交付申請等する方には、
マイナ保険証の保有状況にかかわらず、保険証と同じように一定の窓口負担で受診できるよう、
「資格確認書」を交付することとしました。

なお、この間、資格情報のお知らせ(資格情報通知書)は通知しません。

○マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除について

利用登録の解除申請はお住まいの市町村で受け付けます。申請方法等については、お住まい
の市町村にお問い合わせください。利用登録を解除するとマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことはできなく
なりますので、健康保険証または資格確認書をご使用ください。

マイナンバーカードと保険証の一体化についてのお問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間 (年末年始を除く)

平日: 9時30分~20時00分
土日祝: 9時30分~17時30分

医療費通知は、医療費控除の添付書類としてご利用いただけます

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

医療費通知は、医療機関等でかかった医療費の額をお知らせするために、下記のとおり発送しています。

発送月	対象診療月
令和6年10月（発送済）	令和6年 1月から令和6年 5月まで
令和7年 2月上旬頃	令和6年 6月から令和6年10月まで
令和7年 6月上旬頃（予定）	令和6年11月から令和6年12月まで



●確定申告にご利用になる際の注意

対象診療月が、令和6年11月から12月までの医療費通知は、確定申告の申告期限に間に合うように通知をお送りすることができません。ご承知おきください。

令和6年11月から12月までの医療費については、医療機関等から発行された領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、申告手続きを行ってください。

令和6年分の確定申告をされる方へ

お問い合わせ先 納付した後期高齢者医療保険料額については、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象です

後期高齢者医療保険料は、令和6年中(令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)に納付した全額が社会保険料控除の対象です。

●特別徴収の方(年金から保険料を天引きされている方)

年金の源泉徴収票をご確認ください。(社会保険料控除の対象となる額が記載されています。)



●普通徴収の方(口座振替や納付書によりお支払いされている方)

口座振替されている口座の通帳や領収書をご確認ください。

また、ご自身以外(ご家族の方など)の後期高齢者医療保険料を納付書により納付したときは、その納付額の全額が、納付した方の社会保険料控除の対象となります。

確定申告、住民税申告に関するお問い合わせ

- 所得税の確定申告については、所轄の税務署にお問い合わせください。
- 住民税の申告(※)については、お住まいの市(区)町村の住民税担当窓口にお問い合わせください。

※収入がない場合や遺族・障害年金のみを受給している方でも、住民税の申告をしていないと保険料の軽減が受けられない場合がありますので、収入の申告をしてください。

申請により保険料や医療費の自己負担額の減免が受けられる場合があります

〈主な減免事由〉

- 災害により住宅等に著しい損害を受けた
- 障害を負った又は長期の入院により収入が激減した
- 事業の休廃止や失業等により収入が激減した

詳しくはお住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

健康状態を確認しましょう

1年に1回、健康診査を受けることで

- ◎自分が健康であることを、確かめることができます
- ◎自覚症状が出る前に、病気のきざしを知ることができます
- ◎病気を予防したり、病気の悪化を防いだりするための生活の工夫を知るきっかけになります



すでに病院を受診されている方も、現在のからだの状態を知ること、自分の健康管理に役立たせることができます。

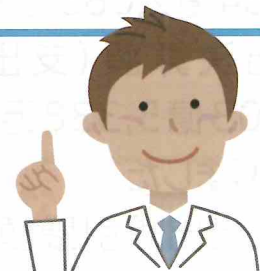
令和2年度以降に受診した健診結果は、マイナポータルでも閲覧できます。

※結果の反映は受診から数か月期間を要します。

後期高齢者医療制度に加入されている方の健康診査は、**無料で受診できます。**

健康診査の実施時期や内容、申し込み方法などは、実施する市町村ごとに取り扱いが異なりますので、**詳細についてはお住まいの市町村窓口にお尋ねください。**

※他県の施設に入所している千葉県後期高齢者医療被保険者の方については、広域連合へお尋ねください。



広域連合ホームページ

令和5年度の一人当たりの医療給付費等について

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

千葉県の一人当たりの医療給付費は、77万4,982円となり、前年度76万2,746円と比較し約1.60%増加しました。

医療費の増加は、みなさまの保険料の増加につながります。健康診査を積極的に受診して健康管理に努めるとともに医療費通知で健康に関する認識を深めていただくなど、医療費の適正化にご協力をお願いします。



	令和5年度	前年度(令和4年度)	増減
医療費の総額	8,002億8,236万円	7,514億6,510万円	488億1,725万円(+6.50%)
医療給付費の総額	7,301億3,265万円	6,871億4,905万円	429億8,360万円(+6.26%)
一人当たりの医療給付費	77万4,982円	76万2,746円	12,236円(+1.60%)

令和5年度の医療費・医療給付費は速報値のため、今後変更となる可能性があります。
また、医療費の返還金等を差し引いた額のため、決算状況の医療給付費とは一致しません。

医療費の返還を求める場合があります

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

適正な医療の給付を図るため、以下のような場合は支払いを求める納付書をお送りしております。

●被保険者資格の喪失等に伴う医療費の返還

当広域連合の資格がない期間(例:千葉県から転出した後や生活保護に加入した後など)に、当広域連合の被保険者証を使用して医療機関等を受診した場合、当広域連合が負担した医療費を返還していただきます。

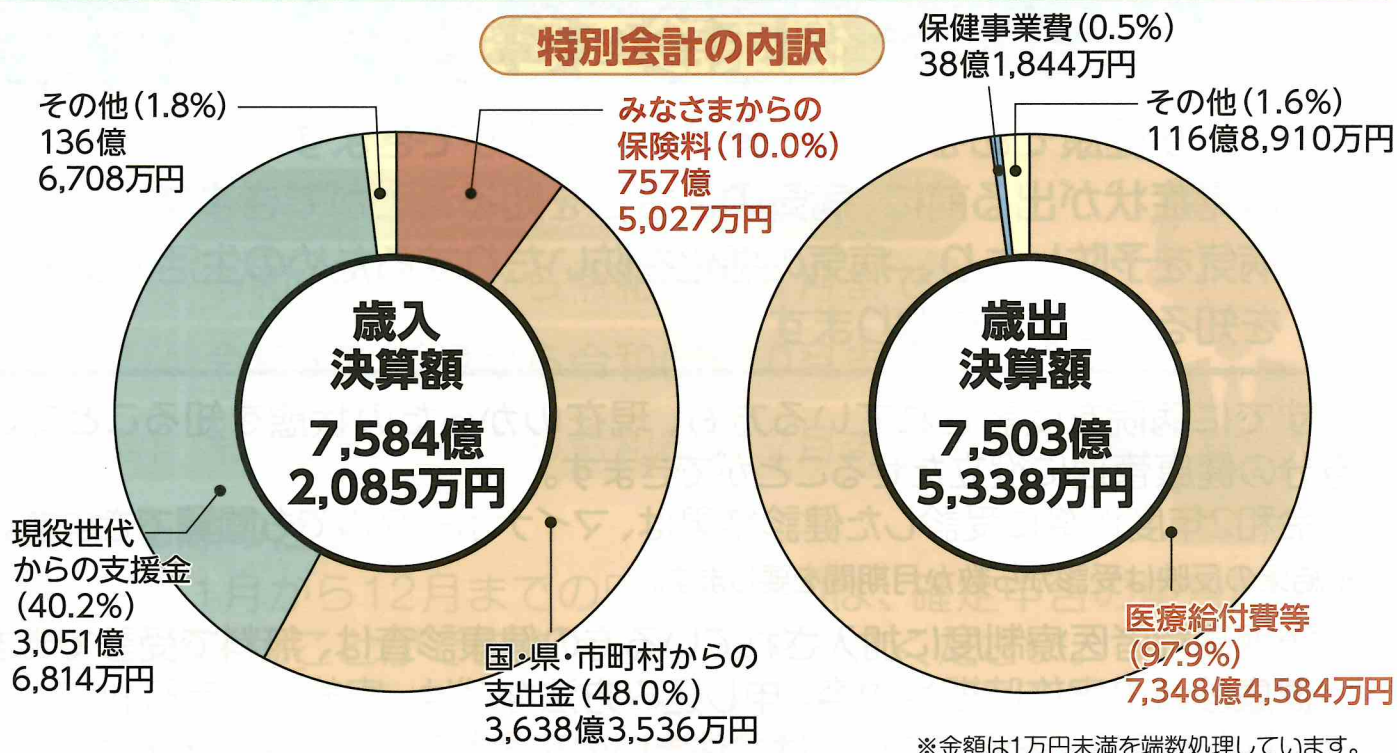
●負担割合の変更に伴う差額分の返還

所得の修正申告等により、医療機関等の窓口でご負担いただく自己負担割合が遡って変更となり高くなった場合、差額分を返還していただきます。



お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

歳入歳出差引残額の
80億6,747万円は、
令和6年度へ繰り越し
しました。



お問い合わせ先 議会事務局 ☎043-216-5011

定例会では、令和5年度一般、特別会計決算の認定議案など7件が審議され、可決しました。また、一般質問は、2人の議員が登壇し、後期高齢者医療広域連合の責務や職員体制のあり方などについて質問しました。（※第2回定例会の会議録は1月にホームページ掲載予定）

(第2回定例会)

- | | | |
|--------|---|------|
| ■議案第1号 | 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 多数可決 |
| ■議案第2号 | 第四次広域計画の改定について | 多数可決 |
| ■議案第3号 | 令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定について | 多数認定 |
| ■議案第4号 | 令和5年度特別会計歳入歳出決算の認定について | 多数認定 |
| ■議案第5号 | 令和6年度一般会計補正予算(第1号) | 全会可決 |
| ■議案第6号 | 令和6年度特別会計補正予算(第1号) | 全会可決 |
| ■議案第7号 | 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について | 全会可決 |

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿（議員定数54人）（令和6年11月8日第2回定例会 現在）敬称略

旭市	島田 恒	市町村名	議員名
我孫子市	内田 美恵子		
いすみ市	半場 新一		
川口市	増田 好秀		
一宮町	(欠員)		
市原市	伊佐 和子		
印西市	金丸 和史		
浦安市	斉藤 哲		
大網白里市	田辺 正弘		
大多喜町	麻生 勇		
御宿町	石井 芳清		
柏市	佐藤 浩		
勝浦市	松崎 栄一		
香取市	久保木 清司		
鎌ヶ谷市	泉川 洋一		
鴨川市	福原 三枝子		
木更津市	渡辺 厚子		
君津市	奈良輪 政五		
○鋸南町	青木 悦子		
九十九里町	鎌田 貴俊		
神崎町	石橋 伸一		
栄町	大野 博		
佐倉市	山本 英司		
山武市	石川 和久		
酒々井町	白井 則邦		
芝山町	坂井 慶子		
白子町	大和多 正夫		
白井市	荒井 靖行		
匝瑳市	石田 加代		
袖ヶ浦市	(欠員)		
多古町	高坂 恭子		
館山市	秋山 光章		
千葉市	麻生 紀雄		
銚子市	広野 恭代		
長生村	石井 俊雄		
長南町	加藤 喜男		
東金市	伊藤 博幸		
東庄町	桜井 莊一		
富里市	荒野 峰之		
長柄町	古坂 勇人		
流山市	渡辺 仁二		
習志野市	佐野 正人		
成田市	神崎 利一		
野田市	古橋 敏夫		
富津市	平野 英男		
○船橋市	渡辺 賢次		
松戸市	鈴木 智明		
南房総市	阿部 美津江		
睦沢町	島貫 孝		
茂原市	金坂 道人		
八街市	栗林 澄恵		
八千代市	末永 隆		
横芝光町	川島 富士子		
四街道市	大谷 満子		
※市町村名は五十音順			
○は議長 ○は副議長			

千葉県後期高齢者医療広域連合議会は、県内54市町村議会の議員のうちから選挙された議員で構成され、広域連合の条例の制定・改廃、予算案等を審議、議決する機関です。

次回の広域連合議会定例会は、令和7年1月30日(木)開会予定です。

お問い合わせ **千葉県後期高齢者医療広域連合**

千葉県後期高齢者医療広域連合コールセンター
(後期高齢者医療制度に関するお問い合わせ)

千葉県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度を運営する特別地方公共団体(自治体)です。

0570-082070



※通話料がかかります。

ホームページ

本紙、広域連合の運営について

総務課 ☎043-216-5011

保険料、被保険者証等について

資格保険料課 ☎043-308-6768

保険給付、保健事業について

給付管理課 ☎043-216-5013

議会について

議会事務局 ☎043-216-5011

受付時間/午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) 各課共通FAX 043-206-0085 電話番号のかけ間違いにご注意ください。